

大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 7 号

大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例施行規程</u> （趣旨） 第 1 条 この規程は、<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例</u>（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 5 号（第 6 条関係） （略） 給水（増量）承認書 （略） 1 条件 1 7 月から 9 月までの各 1 月間における受水量が <u>1 月最大受水量を超えた場合は、大阪広域水道企業団水道用水供給条例施行規程第 8 条の規定により承認受水量を改定し、改定後の水量をこの年間の承認受水量とする。</u> 2 （略） 備考 （略） 様式第 6 号（第 8 条関係） （略） 承認受水量改定通知書 <u>大阪広域水道企業団水道用水供給条</u>	<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程</u> （趣旨） 第 1 条 この規程は、<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例</u>（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 様式第 5 号（第 6 条関係） （略） 給水（増量）承認書 （略） 1 条件 1 7 月から 9 月までの各 1 月における受水量が <u>最大受水量をこえた場合は、大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程第 8 条の規定により承認受水量を改定し、改定後の水量をこの年間の承認受水量とする。</u> 2 （略） 備考 （略） 様式第 6 号（第 8 条関係） （略） 承認受水量改定通知書 <u>大阪広域水道企業団水道事業供給条</u>

例施行規程第 8 条の規定により承認受水量を下記のとおり改定したので通知します。 (略)	例施行規程第 8 条の規定により承認受水量を下記のとおり改定したので通知します。 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪広域水道企業団水道事業供給条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪広域水道企業団水道用水供給条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。